



# 栃木県公報

平成 25 年  
7 月 5 日(金)  
第 2493 号

## 目 次

### 告 示

- 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の変更..... 603
- 土地改良区定款変更の認可..... 603
- 土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧..... 604
- 県営土地改良事業の換地計画決定及び公告縦覧..... 604
- 二級建築士等試験事務を行わせる者の変更の届出..... 604
- 二級建築士等登録事務を行わせる者の変更の届出..... 604
- 事務所登録等事務を行わせる者の変更の届出..... 605

### 公 告

- 土地改良区役員の退就任..... 605
- 土地改良事業の工事完了..... 606
- 公共測量の実施..... 607
- 同..... 607
- 同..... 607
- 開発行為の工事完了..... 607
- 建築士の免許の取消し..... 608

## 告 示

### 栃木県告示第394号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報（平成13年栃木県告示第547号）の一部を次のように変更したので告示する。

平成25年 7月 5日

栃木県知事 福 田 富 一

表の栃木県立衛生福祉大学校入学試験（推薦入学試験を除く。）の項中「科目別得点」の次に「（第二次試験を行う学部第一次試験については、不合格者に係るものに限る。）」を加え、「最終合格発表」を「合格発表」に改め、同表の栃木県県南高等看護専門学院入学試験（推薦入学試験を除く。）の項中「科目別得点」の次に「（第一次試験については、不合格者に係るものに限る。）」を加え、「最終合格発表」を「合格発表」に改める。

（文書学事課）

### 栃木県告示第395号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年 7月 5日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
塩 那 台 地 土 地 改 良 区	平成25年 6 月 27 日

栃木県告示第396号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成25年7月5日

栃木県知事 福田 富 一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
大岩藤土地改良区	大岩藤地区土地改良（維持管理）事業	平成25年7月8日から同年8月5日まで	平成25年8月20日	下都賀農業振興事務所

栃木県告示第397号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地域の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、換地計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成25年7月5日

栃木県知事 福田 富 一

事業名	地域名	縦覧期間	異議申立期限	所轄農業振興事務所
県営田中池ノ尻地区土地改良（区画整理）事業	田中池ノ尻地区	平成25年7月8日から同年8月5日まで	平成25年8月20日	上都賀農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第398号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、二級建築士等試験事務を行う都道府県指定試験機関から変更の届出があったので、同法第15条の6第3項において準用する同法第10条の6第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年7月5日

栃木県知事 福田 富 一

- 都道府県指定試験機関の名称  
財団法人建築技術教育普及センター
- 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
名称	財団法人建築技術教育普及センター	公益財団法人建築技術教育普及センター

- 変更年月日  
平成25年4月1日

栃木県告示第399号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、二級建築士等登録事務を行う都道府県指定登録機関から変更の届出があったので、同法第10条の20第3項において準用する同法第10条の6第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年7月5日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 都道府県指定登録機関の名称  
社団法人栃木県建築士会
- 2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
名称	社団法人栃木県建築士会	一般社団法人栃木県建築士会

- 3 変更年月日  
平成25年4月1日

栃木県告示第400号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、事務所登録等事務を行う指定事務所登録機関から変更の届出があったので、同法第26条の3第3項において準用する同法第10条の6第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年7月5日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定事務所登録機関の名称  
社団法人栃木県建築士事務所協会
- 2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
名称	社団法人栃木県建築士事務所協会	一般社団法人栃木県建築士事務所協会

- 3 変更年月日  
平成25年4月1日

(建築課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年7月5日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
思 川 西 部 土 地 改 良 区	理 事	柏 淵 和 俊		小山市大字上初田1112	25.3.31	
	〃	小 峰 康 伸		〃 大字今里104	〃	
	〃	大 島 建 三		栃木市大平町北武井487	〃	
	〃	大 和 一 夫		小山市大字下国府塚649	〃	
	〃	荒 川 茂		〃 大字小袋666-4	〃	
	〃	石 川 文 男		〃 大字中里724-1	〃	

理 事	白石 稔		小山市大字檜木48	25. 3 .31	
〃	小林 進		〃 大字白鳥1322	〃	
〃	青木 正誼		野木町大字友沼2133	〃	
〃	斉藤 守	斉藤 守	小山市大字下初田7-2	〃	25. 4 . 1
〃	松本 益一	松本 益一	〃 大字上国府塚926	〃	〃
〃	椎名 英雄	椎名 英雄	〃 大字間中1347	〃	〃
〃	玉野 由蔵	玉野 由蔵	〃 大字下河原田955	〃	〃
〃	松本 淳治	松本 淳治	〃 大字井岡449	〃	〃
〃	池澤 和雄	池澤 和雄	〃 大字鏡1015	〃	〃
〃	海老沼隆之	海老沼隆之	〃 大字寒川1205	〃	〃
〃	白井 正宏	白井 正宏	〃 大字迫間田119	〃	〃
〃	古河 利守	古河 利守	〃 大字網戸748-13	〃	〃
〃	横田 一雄	横田 一雄	〃 〃 1276	〃	〃
〃	小沢 幸一	小沢 幸一	〃 大字上生井614	〃	〃
〃	関口 昌男	関口 昌男	〃 大字下生井1553	〃	〃
〃	稲葉 青史	稲葉 青史	栃木市藤岡町新波1453- 1	〃	〃
〃		塚原 孝三	小山市大字上初田130		〃
〃		小峰 賢一	〃 大字今里341- 3		〃
〃		田名網基晴	栃木市大平町北武井654		〃
〃		山野井久雄	小山市大字下国府塚656		〃
〃		小林喜代治	〃 大字小袋583		〃
〃		松本 光一	〃 大字中里1031		〃
〃		秋葉 忠司	〃 大字生良416		〃
〃		山野井 洋	〃 大字白鳥629- 2		〃
〃		小堀 忠夫	野木町大字友沼2856- 1		〃
監 事	岸 俊男		小山市大字下国府塚926	25. 3 .31	
〃	鈴木 健介		〃 大字塩沢956	〃	
〃	松本 治	松本 治	〃 大字下生井863	〃	25. 4 . 1
〃		須賀 昭夫	〃 大字下初田1010		〃
〃		猪瀬 重廣	〃 大字石ノ上313		〃

○土地改良事業の工事完了

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業について工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成25年7月5日

栃木県知事 福 田 富 一

事業主体名	事業名	完了年月日
佐野市土地改良区	吾妻地区土地改良（農業用排水施設）事業	平成25年3月22日

(農地整備課)

## ○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宇都宮市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年7月5日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類  
公共測量（都市計画基本図作成）
- 2 作業地域  
宇都宮市
- 3 作業期間  
平成25年5月31日から平成26年3月24日まで

## ○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小山市雨ヶ谷土地区画整理組合理事長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年7月5日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類  
公共測量（現況測量・地区界測量）
- 2 作業地域  
小山市大字雨ヶ谷地区
- 3 作業期間  
平成25年6月3日から同年8月31日まで

## ○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成25年7月5日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類  
公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業地域  
栃木市、下都賀郡野木町
- 3 作業期間  
平成25年7月1日から同年12月27日まで

(監理課)

## ○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年7月5日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字上蒲生字十三塚2202番1	河内郡上三川町大字上蒲生1195番地 第3アパート6棟404号	吉 田 知 晴
河内郡上三川町大字三村字屋敷340番21	宇都宮市五代一丁目10番24号ネオ・ アヴァンセ五代六番館201	上 野 哲 也
真岡市大沼331番2	真岡市上大沼171番地1石川アパー ト8号	仙 波 靖 大
芳賀郡芳賀町大字下高根沢字北2066番2	芳賀郡市貝町大字赤羽2694番地1ア ビタシオン・ジュネス203号	尾 嶋 俊 克
芳賀郡芳賀町大字稲毛田字屋敷添1027番4、 1026番7、1028番4	水戸市赤塚二丁目2019番地の188サ ンシャインヴィラ赤塚203号 芳賀郡芳賀町大字稲毛田1027番地	池 田 明 人 池 田 美 智 子
芳賀郡芳賀町大字下高根沢字南23番2	芳賀郡芳賀町大字東水沼406番地	高 橋 正 樹
下野市文教二丁目15番1、15番2、15番3、 270番1、271番1、272番4、273番3	宇都宮市一ノ沢町256番地7	トヨタウッドユー ホーム株式会社
下野市柴字立谷915番5	下野市小金井一丁目2番地7メゾン ファミリーユ101号室	増 田 純 子 増 田 裕 介
下都賀郡壬生町大字北小林字榎木788番3の一 部、822番4の一部、822番9の一部	下都賀郡壬生町大字北小林822番地 4	森 田 綾 子
下都賀郡壬生町大字北小林字榎木788番3の一 部、822番4の一部、822番5の一部、822番9 の一部	下都賀郡壬生町大字北小林822番地 4	森 田 賢 一
下都賀郡野木町大字野木字御休塚2649番	下都賀郡野木町大字野渡1169番地2	牧 原 恒 雄
下都賀郡野木町大字野渡字帯屋塚341番2、341 番3	小山市花垣町一丁目14番7号サニー ガーデン花垣C201	小久保 智 史
那須塩原市豊浦字豊浦15番228	矢板市本町12番6号	株式会社浜屋組
那須塩原市黒磯字白崖652番8 (開発行為に関する工事) 那須塩原市黒磯字白崖652番7の一部	宇都宮市大通り四丁目3番18号	グランディハウス 株式会社
那須塩原市井口字西原538番1、539番1、539 番3、539番4、539番9、539番10、540番、 540番2、542番1、542番2、542番3	東京都港区赤坂八丁目10番22号	株式会社医療福祉 運営機構

(都市計画課)

## ○建築士の免許の取消し

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定による免許の取消しをしたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月5日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 免許の取消しをした年月日  
平成25年5月24日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号

田代 文夫  
二級建築士  
栃木県知事登録第3965号

3 免許の取消しの理由

建築士の死亡等の届出（建築士法第9条第1項第2号該当）

(建築課)